

災害時保健活動ガイドライン様式集(R2.9改訂)の活用・報告例

活用時期	様式等	活用・報告例			
		市町村	健康福祉センター(保健所)	県健康づくり支援課	
平常時	災害時保健活動責任者(統括保健師)・担当者調べ	管轄保健所に報告	管内分をとりまとめ県に報告	(発)市町村長・保健所長宛て調査を実施	
	1共有 1 災害対策基本情報	作成共有・発災後の対応確認、管轄保健所と共有	作成共有・発災後の対応確認・管内市町村と共有	作成共有・発災後の対応確認	
発災時、活動開始し速やかに	2報告 1 災害時保健活動報告(初動) ・被災及び保健活動状況、保健活動の課題・計画等	(発)管轄保健所に送付	管内の保健活動を把握、保健所による支援の必要性を判断、県に報告	県内市町村・保健所の保健活動を把握、	
	3報告 2 災害時保健活動(日報) ・当日の保健活動・翌日の活動予定	(発)管轄保健所に送付 保健師・栄養士の受援の必要性を検討	管内保健活動を把握、必要な支援を実施、県に報告 受援の必要性を検討	県内情報とりまとめ本部へ報告 県内被災地外・県外からの受援の必要性を検討	
災害時保健活動実施時	避難所	6避難所1 避難所日報(避難所状況) ★	避難所巡回時等必ず記載、情報集約先に送付、県にも送付		
		7避難所2 避難所日報(避難者状況) ★			
		8避難所 2-2 避難所マップ例	長期化や要援護者避難時にあると活動引継ぎに役立つ		
		9避難所3 避難所食事状況把握票	栄養士等が避難所巡回時に記載		
	被災地保健活動の共通様式	10相談1 相談・訪問実施報告書	相談・訪問活動時の保健活動実績を記載、県に報告(被災市町村は地域保健・健康増進事業報告に計上)	県は被災者への支援状況、健康面の問題等を把握	
		11相談2 相談・訪問記録一覧票	避難所、被災地、仮設住宅で健康相談や訪問活動で対応した被災者すべてを記載(一覧)、継続支援が必要な者は「12相談3」を記載	—	
		12相談3 健康相談票 ★	「11相談2」で継続支援が必要となった者の個票として作成、支援経過を記載	—	
		13相談4 経過用紙 ★	「11相談2」で栄養士が栄養食生活の継続支援が必要となった者の個票として作成、支援経過は13相談4活用	—	
		14相談5 栄養相談記録票	(発)特殊栄養食品等必要な方(物資)を把握した場合は、管轄保健所に送付	県に報告 管内市町村の必要量を把握	県内情報をとりまとめ、特殊栄養ステーションと調整し必要物資を送付先に送る。
		参考1 感染症 感染症集団発生(疑)探知速報	(発)探知時対応・管轄保健所に報告	探知速報を把握し対応、県に報告	探知速報を把握し対応 感染拡大を
		参考2 心のケアチェック項目と症状 ★ ・災害時心のチェックリスト ★	必要時活用		
	参考3 熱中症予防 ★ ・エコノミークラス症候群の予防 ★	平時の啓発、発災時の啓発に活用			
	仮設住宅	16仮設1 仮設住宅入居世帯調査票 ★	応急仮設入居世帯や、入居者の健康調査に活用	—	—
		17仮設2 応急仮設住宅入居者健康調査(初回) ★	#「10相談1 相談・訪問実施報告書」も記載し、管轄保健所に送付	管内の仮設入居者への支援状況、健康面の問題等を把握、県に報告	県は仮設入居者への支援状況、健康面の問題等を把握
		18仮設3 応急仮設住宅入居者健康調査(継続) ★			
派遣要請時 県内被災地外市町村、 県外保健師栄養士の	4報告 3 災害時保健活動(保健師・栄養士)応援派遣要請	(発)自治体内保健師・栄養士及び管轄保健所の支援をうけても被災者支援に対応しきれないと判断した場合、要請(市町村災害対策本部と調整・共有する) #「1共有 1 災害対策基本情報」も添付	管内の応援派遣要請を把握、保健所の意見等を付記し県に報告	県内の応援派遣要請をとりまとめ、部対策本部と協議。 (発)被災地外市町村への派遣要請、県外への派遣要請を厚生労働省保健指導室に相談のうえ、受援調整を実施	
	19報告4 地域活動報告書	応援派遣チームの活動報告を管轄保健所、県に報告		県内応援派遣チームの活動を把握	
	20報告 4-2 派遣元自治体活動報告書(国へ) ★	県外応援自治体が厚生労働省保健指導室と県に報告			
	21報告5 派遣可否・スケジュール ★	県内被災地外市町村が県に報告	—	(発)県が派遣要請を依頼し応援派遣可能な市町村が回答	
	22報告6 派遣連絡票 ★	県内応援派遣可能市町村が県に報告	* 受援先管轄保健所は、応援派遣者へのオリエンテーションを実施	県は把握した応援派遣可能な市町村と、受援先管轄保健所・被災市町村を調整	
保健所	5相談7 災害時給食施設相談対応記録表	管内給食施設からの相談対応			

1 ここでいう災害時保健活動責任者は、災害時保健活動の総合調整を行う統括的役割を担う保健師をいう。

県は毎年度当初に災害時保健活動責任者・担当者調べを行う。

2 千葉市・船橋市・柏市は、直接県健康づくり支援課に報告する。

3 太枠は応援派遣市町村等報告様式：県からの派遣要請依頼への回答、被災地応援派遣で行う報告

県の派遣要請依頼を受けずに自治体間の応援協定等で支援に入った場合でも、県健康づくり支援課に地域活動報告等をお願いしたい。